2　平成二十三年五月二日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第五十六条の二第一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第三十一条　新法附則第三十八条及び第三十八条の三の規定は、平成三十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（地方税共同機構に関する経過措置）

第三十二条　都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）は、平成三十一年二月二十日までに、それぞれ一人の地方税共同機構（次条及び附則第三十五条第一項において「機構」という。）の設立委員を選任しなければならない。

第三十三条　設立委員は、平成三十一年三月十五日までに、三十一年新法第七百六十五条第一項各号に掲げる事項につき定款を定め、並びに機構の最初の事業年度の事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について総務大臣の認可を申請しなければならない。

2　総務大臣は、前項の認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

3　機構は、前項の規定による告示があったときは、平成三十一年四月一日に成立する。この場合において、機構は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

4　設立委員は、機構の理事長となるべき者を指名する。

5　前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、機構の成立の時において機構の理事長となるものとし、その任期は、機構の成立後最初に開催される代表者会議において理事長が任命されるまでの間とする。

6　設立委員は、機構が成立したときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長に引き継がなければならない。

7　機構の行う設立の登記は、平成三十一年四月一日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

第三十四条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に地方税共同機構という名称を使用している者については、三十一年新法第七百六十七条第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

第三十五条　平成十八年四月一日に設立された一般社団法人地方税電子化協議会（次項において「地方税電子化協議会」という。）は、平成三十一年四月一日に解散し、その一切の権利及び義務は、解散時において機構が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2　前項の規定により地方税電子化協議会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　第八条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法附則第十四項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「交付金」という。）について適用し、平成三十年度分までの交付金については、なお従前の例による。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　第九条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（次項から第四項までにおいて「新外国居住者等所得相互免除法」という。）第四条の三（法人の道府県民税に係る部分に限る。）、第二十九条第二項及び第三十八条第三項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　新外国居住者等所得相互免除法第四条の三（法人の事業税に係る部分に限る。）及び第三十八条第五項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4　新外国居住者等所得相互免除法第四条の三（個人の事業税に係る部分に限る。）及び第四十条第五項の規定は、平成三十二年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成三十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条　法人の施行日前に終了した事業年度に係る第十条の規定による改正前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下この条において「旧暫定措置法」という。）第十一条の規定によりその例によることとされる旧法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書及び法人の施行日前に旧暫定措置法第十一条の規定によりその例によることとされる旧法第七十二条の二十六第一項の規定により申告納付の義務が発生した同条の規定による申告書並びにこれらの申告書に係る旧暫定措置法第十一条の規定によりその例によることとされる旧法第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書で法人が施行日前に提出したものに係る旧暫定措置法第二十一条において準用する旧法第七十二条の三十五第一項から第三項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三十九条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四十条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第四十一条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中地方税法附則第五十六条の二第二項を改め、同条を附則第五十七条とする改正規定を削る。

附則第三十一条第二項の表第二十二条の表税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の項の項中「なお効力を有する廃止前暫定措置法（」及び「をいう。第三十三条第五項において同じ。）」を削り、同項中

事業税（地方法人特別税	事業税（旧地方法人特別税
地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）	なお効力を有する廃止前暫定措置法

を

事業税（地方法人特別税	事業税（旧地方法人特別税

に改める。

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三